

8川こ保2第485号

令和8年7月13日

川崎市内認可外保育施設 設置者様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第2課長

子育てのための施設等利用給付交付金の対象施設における理由のない保育料等の
の引上げへの対応について（通知）

日頃より本市の保育行政に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年5月29日付けで子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が公布され、「子育てのための施設等利用給付交付金」に係る給付上限額の見直しに係る改正が行われました。

今般の給付上限額の見直しは、物価上昇や賃金動向等を踏まえ、保護者負担の軽減を通じて、こどもの育ちを一層支援することを目的として、令和8年10月利用分から上限額を引き上げるものです。

各施設におかれましては、この見直しを契機として、合理的な理由のない保育料等の引上げが行われることのないようにお願いいたします。

なお、従前のおり、保育料の引上げを行う際は、引上げ理由及びその算出根拠等を保護者に十分説明し、同意を得られた上で行っていただきますようお願いいたします。

（給付・指導係 担当）

電話 044-200-3128